

## 第24回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

- 1 日 時 平成27年6月26日(金) 午後2時00分～午後3時00分
- 2 場 所 秋田市役所 研修棟2階 第1研修室
- 3 次 第
  - 1 開会
  - 2 部会長あいさつ
  - 3 議 事  
「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」  
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
  - 4 その他  
景観重要建造物等保存事業に関するアンケート結果について
  - 5 閉会
- 4 出席委員 恒松 良純 委員  
澤田 享 委員  
小川 均 委員  
加藤 禮子 委員  
高橋 大輔 委員  
樋渡 博子 委員  
瓜田 智哉 委員  
渡邊 政義 委員  
半田 和彦 委員 以上9名
- 5 欠席委員 渡部 高明 委員
- 6 事務局出席者 進藤都市計画課長  
後藤都市計画課参事  
児玉都市環境担当主席主査  
中村都市環境担当主席主査  
三浦都市環境担当主査

司会 本日の会議は、1名の委員が所要のため欠席しているが、半数以上の委員の方が出席しており、秋田市都市景観形成専門部会設置規程第3条第2項の規定により本会議は成立していることをご報告する。

#### 議事録署名委員の指名

司会 はじめに議事録署名委員2名の指名をしていただく。

部会長 議事録署名委員2名については、高橋委員と樋渡委員にお願いする。

高橋委員 ～了承～

樋渡委員 ～了承～

### 3 議事

「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」

(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)

事務局 ( 議事資料(事前協議建造物)について説明)

部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問はないか。

委員 これまでの事業実施例をみると、すでに国の登録文化財になっているものや、そうでないものなど、いろいろあるようだが、建物には歴史的なグレードに分類があるのか。

事務局 補助の要件に、昭和20年までに建築された建築物で、景観上重要であることという基準があり、国の登録有形文化財などの指定の有無については、補助要件に適合しているかどうかの判断材料の一つとなっているだけである。

委員 この事業における歴史的建造物は、例えば外壁の色を赤にしてはいけないとか、こういう材質のものは駄目だというような、所有者が建物を自由に手を加えられない何らかの規制を既に受けながら存在しているものなのか。

事務局 この事業の補助対象となる行為の内容は、建築当時の状況に復元するものとなっている。

また、国の登録有形文化財の指定は、建物の所有者自身の申請によるもので、それを国が認めるかどうかというものである。このため、登録の条件を満たす建物である必要性から、自由に改修を行わないことが前提となっている。

委員 今現在の建物の所有者が、自由にいろいろ改修したり、勝手にリノベートする場合は、自費で行うことになると思うが、そもそもの建物が持つ歴史的価値を踏まえて改修することについては、持ち主のためだけではなく、社会的な背景に基

づいて行うことであるため、行政として補助しているという解釈でよいか。

事務局

本事業の補助対象についても基準があり、所有者による自由な改修によって、建物があまりにも補助の基準、要件に見合わないような場合であれば、当専門部会で審議していただいても、補助対象にはそぐわないという判断になるものと考えられる。このため、所有者が建物の改修を行う場合は、こうした基準や要件を考慮し整備されるものであり、市はこうした建造物を補助するものである。

委員

たとえば、カフェ・レストランを開業しようとして大胆にリノベートするような場合は、この補助要件には合致しないと解釈してよいか。また、所有者は、補助対象となる基準等を常に十分認識したうえで、その要件に納まるような改修方法や素材となる使用材料を選び、条件と擦り合わせながら、今回の改修の設計としているとの理解でよいか。

事務局

そのとおりである。

部会長

先ほどの質問について、この補助事業では文化財保護法による重要文化財が除外されることに関連があると思われるので補足する。

登録有形文化財と重要文化財では、大まかな話ではあるが、補助の面で異なり、若干のレベル差が存在している。

重要文化財は十分かどうかは別として、ある程度の補助が出ているので、それを元に整備ができている面もあるが、登録有形文化財は自らで登録したので維持はご自身でどうぞといったところがあり、登録されているから優遇されているのかというと、そうではなく、登録しても費用の面で維持していくのが非常に難しい側面があるようである。

委員

それでは、登録有形文化財は特別なインセンティブがない代わりに、所有者に建物に手を加える自由はあるか。

部会長

登録有形文化財は、建物に手を加える自由はそれほどなく、自らが努力して登録し、登録により制限が掛かる割に優遇が少ないという認識である。

委員

了解した。

部会長

他にご質問等はあるか。

委員

今後、秋田市内で新たに他の登録有形文化財になる予定のものや、これから申請予定の可能性のあるものはあるか。

事務局

所管する教育委員会の文化振興室に確認することになるが、現時点では、登録予定のある物件の話は受けていない。

委員	<p>今回の案件では、釜場の既存の木造部分が限界を向かえたことで、改修することになっているようだが、改修する木材の耐用年数は何年ぐらいか。</p> <p>また、この改修方法では、今後も次から次と改修が必要になり、切りがないのではないのか。</p>
事務局	<p>耐用年数は、釜からの湯気により腐食しやすい位置の木造部分ということなので、概ね15年から20年程度になるものと推定される。</p> <p>今後も老朽化する度に改修を繰り返さないといけない点については、建築当初から、柱と釜が近接する配置計画となっていることや、手に入れやすい材料で構成された構造となっていることから、何度も改修が必要なことをあらかじめ想定の上だったとすると、やむを得ないものと考えられ、事業者の方でも受け入れるしかないと思われる。</p>
委員	<p>私は、秋田市の文化財審議員も務めているが、それを踏まえて、先ほどの質問について説明させてもらう。</p> <p>まず、今後、登録有形文化財が出てくるかという最初の質問についてである。この登録制度の一番の条件として、築50年以上であり、かつ、建築当初の姿をよく残しているものとなっている。したがって、秋田市内にはそういった条件に当てはまる建物はまだまだ存在している。新屋にも実際にある。</p> <p>ただし、先ほどの部会長の話のように、登録には所有者の同意が必要になるため、その同意が得られない場合には、条件に合致する建物があったとしても登録は成立しない。</p> <p>先ほど述べたとおり、登録有形文化財となり得る建物は、秋田市内にはまだあるということをお話しておきたい。</p>
	<p>2番目の質問にあった構造体の修復と一部修復の耐用年数については、使用条件や湯気などの影響を受ける環境条件、また、修理のやり方もいろいろあるため、どれくらいもつのかということは条件により変わってくるが、先ほどの事務局の回答のように20年くらいはもつのではないかと考えられる。</p> <p>また、見積書にある修理予算についても、登録文化財の場合は全く補助制度がないということで、個人的な負担によるところが大きいですが、予算的に見ると文化財の修理と比べれば、軽微なものと考えてよい。</p> <p>秋田市レベルで考えると、最低でもこういった文化財の修理では、当初の姿に戻さないといけないことから、数百万円以上は絶対に掛かるのが現在の状況である。それを考えると、私見ではあるが、予算的にもこの改修工事は非常に妥当ではないかと思われる。</p>
部会長	<p>他にご質問等がなければ、事前協議の建造物は補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するというところでよろしいか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>異議なしとの声があったので、事前協議のあった建造物は承認とする。</p>

- 部会長 事前協議の建造物が承認されたので、「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について」は、その旨を審議会会長に報告する。
- 事務局 4 その他  
（「これまで実施した景観重要建造物等保存事業費補助金に関するアンケート結果に基づく事業検証報告」）
- 事務局 これをもって本日予定の議題はすべて終了とする。

これは、平成27年6月26日に開催された第24回秋田市景観形成専門部会の議事録である。